

高齢者虐待の防止のための指針

木津川市地域包括支援センター木津西

令和6年3月

高齢者虐待の防止のための指針

木津川市地域包括支援センター木津西

1. 基本的な考え方

本指針は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の理念に基づき、高齢者虐待の防止及び虐待発生の対応について定め、高齢者の権利利益を擁護することを目的とする。

2. 虐待の定義

本指針において虐待とは次の行為をいい、職員はいかなる虐待もしてはならない。

イ 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

ロ 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

ホ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会

- (1) 高齢者虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。
- (2) 委員会の委員長は管理者が務める
- (3) 虐待対応担当者は社会福祉士が務める。
- (4) 委員は地域包括支援センター職員で構成する。
- (5) 委員は各年度1回以上、委員長の招集により開催する。なお、委員会は必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- (6) 委員会の検討事項は次の通りとする
 - イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という）について、職員が相談・報告及び適切に対応できる体制整備に関すること。
- ホ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、市への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ト 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4. 虐待防止のための職員研修

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施する。また、研修参加は職員に限定せず、市内の介護保険サービス事業所における虐待対応担当者も参加可能とする。なお、府や市が行う高齢者虐待や権利擁護に関する研修会への出席をもって、定期開催の研修会への参加とすることを可能とする。
- (3) 職員の新規採用時には、新人職員研修オリエンテーション内に定め、虐待等の防止を図るための研修を必要に応じ実施する。
- (4) 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに所内で共有するとともに、必要に応じ事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市関係部署及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の安全を最優先とする。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 虐待対応担当者
虐待対応担当者は虐待防止に関する措置を適切に実施する。
- (2) 虐待対応担当者及び市担当課への報告
虐待等の報告を受けた職員は速やかに虐待対応担当者及び市担当課へ報告する。
- (3) 事実確認
虐待等について相談及び報告があった場合には、虐待対応担当者等は事実確認を行う。これらの確認の経緯が、時系列で整理する。
- (4) 事情聴取
虐待対応担当者等は関係者からの聞き取り、記録等の調査を行う。
- (5) 発生後の市への報告

事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において検証し職員に周知する。虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を合わせて市へ報告する。

7. 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8. 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 苦情相談窓口に寄せられた内容は相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を図る。
- (2) 虐待等の発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。
- (3) 虐待等の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

9. 本指針の閲覧

本指針は、関係機関が閲覧できるよう、施設内に提示する。

10. その他虐待等の防止推進のために必要な事項

4に定める研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

11. 本指針の改廃

附則

令和6年3月1日より本指針を施行する。